

**公益財団法人香川成人医学研究所
定 款**

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人香川成人医学研究所（愛称：WellSpace）と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を香川県坂出市に置く。

2 この法人は、理事会の承認を得て、従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第 3 条 この法人は、成人疾患に関する総合的研究を推進すると共に、健診、特定保健指導、診療、運動療法、栄養指導といった健康にかかわる要素を総合的に機能した組織を確立することによって地域の人たちの健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、香川県内において次の事業を行う。

- (1) 予防医学に関する健診業務
- (2) 特定保健指導
- (3) 医学講演会
- (4) 予防医学に関する栄養指導講座の開催
- (5) 市民の健康増進に関する支援事業
- (6) 医学研究に関する助成
- (7) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 診療業務
- (2) その他、前号に定める事業に関連する事業

(公告の方法)

第 5 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法で行う。

第 2 章 財産及び計算

(財産の構成)

第 6 条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第 7 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(ア) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 172 条第 2 項に規定する、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定められた基本財産（以下「不可欠基本財産」という。）

(イ) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第

1 6号に規定する、第4条の公益目的事業を行うために不可欠なものとして特定された財産（以下「不可欠特定財産」という。）

（ウ）その他、理事会で基本財産目録に繰り入れることを承認した財産

（エ）公益法人に移行日以降に基本財産として寄付された財産

3 この法人の公益法人移行時の基本財産は、別表に掲げる基本財産とする。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（特定財産の維持及び処分）

第8条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるとともに、やむを得ない理由によりその一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供するときには、評議員会において、議決に加わることでできる評議員の3分の2以上の承認を得なければならない。

2 基本財産の維持管理及び処分について必要な事項は、評議員会の承認により別に定める基本財産管理規定による。

（財産の管理、処分及び運用）

第9条 この法人の財産については、その適正な維持管理に努め、管理、処分及び運用は理事長が行うものとし、その方法は、評議員会の承認を得て、別に定める財産管理運用規定によるものとする。

（事業年度）

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第11条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会に報告する。ただし、これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長が予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入及び支出をすることができる。ただし、この収入及び支出は新たに成立した予算とみなす。

3 理事長は、第1項の事業計画書及び収支予算書を毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

（事業報告及び収支決算）

第12条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が財産目録、事業報告書及び計算書類（貸借対照表及び損益計算書）並びにこれらの付属明細書（以下「計算書類」という。）を作成し、監事の監査及び理事会の承認を経て、その事業年度経過後3ヶ月以内に定時評議員会の決議を得なければならない。

2 前項の計算書類は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、定時評議員会の終了後遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を法令の定める所により公告しなければならない。

（長期借入金）

第13条 この法人が資金の借入をしようとする時は、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事総数の3分の2以上の承認を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲渡する場合にあっては、前項と同様の手続きを経なければならない。

（会計の原則）

第14条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

第3章 役員等

(役員の種類及び選任)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
 - (2) 副理事長 1人以内
 - (3) 専務理事 1人以内
 - (4) 理事(理事長、副理事長、専務理事を含む) 3人以上6人以内
 - (5) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。
 - 3 理事長、副理事長、専務理事は理事の互選とする。
 - 4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
 - 5 理事の内、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等以内の親族、その他特別な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - 6 他の同一団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員職務)

第16条 理事長はこの法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、予め決められた順位により、その職務を行う。
- 3 専務理事は理事長及び副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき常務を処理する。
- 4 理事は理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事会は、理事長以外の理事の中から、業務を分担執行する法人法上の業務執行理事を選任することができる。業務執行理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規定による。
- 6 理事長及び前項の業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務の執行を監査すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
 - (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をする恐れがあると認められたとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められたときは、遅滞なくその旨を評議員会及び理事会に報告すること。
 - (5) 前号に規定する場合において、必要があると認められたときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。
 - (6) 前号の規定により請求した日から5日以内に、その請求した日から2週間以内の日を理事会とする招集の通知が発せられない場合は、その請求した監事は、直接理事会を招集すること。
 - (7) 理事会が評議員会に提出しようとする議案その他法令で定める書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認められたときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
 - (8) その他法令に定められた業務を行うこと。

(役員欠格事由)

第17条 次に掲げる者は、この法人の理事又は監事となることができない。

- (1) 法人法第177条において準用する法人法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 法人法第177条において準用する同法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は同項第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

- (3) 認定法第6条第1項第1号に該当する者
- (4) 認定法第6条第1項第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(役員地位の喪失)

第18条 この法人の理事又は監事は、前条第1項各号に該当するに至ったとき、自動的にこの法人の理事又は監事としての地位を喪失する。この場合において、当該役員としての地位を喪失した者については、次条第3項の規定は適用しない。

(役員任期)

第19条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定時評議員会の終結時までとする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合において、後任者が就任するまでは、役員として権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事の解任については、総評議員の4分の3以上の決議により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったと認められるとき。

(役員報酬等)

第21条 役員には、評議員会で別に定める支給基準により報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の承認により別に定める。

(競業及び利益相反取引の制限)

第22条 理事は、次に掲げる取引をしようとするときは、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間においてこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員責任の免除)

第23条 この法人は、理事及び監事は、法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び相談役)

第24条 この法人は、理事長の諮問に応え、理事長に意見を述べるため、顧問又は相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、学識経験者及び職歴経験者の内から理事長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(理事会の構成)

第25条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第26条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるものの他、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 法人法第181条第1項に規定する評議員会の招集に関する事項の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 法人の業務の適性を確保するための体制の整備
 - (4) 法人法198条において準用される同法第111条第1項の規定に基づく役員等の責任の免除

(理事会の種類及び開催)

第27条 理事会は定例理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定により請求した日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第16条第7項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は同条第7項第6号の規定により、監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第28条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び第16条第7項第6号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第16条第7項第5号に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の1週間前までに書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第29条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故あるときは、予め理事会の定める順序により、他の理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第30条 理事会は理事総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の決議)

第31条 理事会の議事は、この定款に別に定めるものの他、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の決議の省略)

第32条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものと見なす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会への報告の省略)

第33条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告を除き、その事項を理事会に報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員の定数及び選任等)

第35条 この法人は3人以上6人以内の評議員を置く。

2 評議員は、この法人に別に定める評議員選考委員会の決議によって選任及び解任する。

3 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の欠格事由)

第36条 次に掲げる者は、この法人の評議員となることができない。

(1) 法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者

(2) 法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(3) 認定法第6条第1項第1号に該当する者

(4) 認定法第6条第1項第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(評議員の地位の喪失)

第37条 この法人の評議員は、前条第1項各号に該当するに至ったとき、自動的にこの法人の評議員としての地位を喪失する。この場合において、当該評議員としての地位を喪失した者については、次条第3項の規定は適用しない。

(評議員の任期)

第38条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定時評議員会の終結時までとする。ただし、補欠として選任された評議員の任期は前任者の残任期間とする。

2 評議員は再任されることができる。

3 評議員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、評議員として権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第39条 評議員には、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会で別に定める支給基準により、報酬等を支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議において別に定める。

(評議員会の構成等)

第40条 この法人の評議員会は、評議員をもって構成し、評議員は評議員会において各1個の議決権を有する。

- 2 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

(評議員会の機能)

第41条 評議員会は、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り議決することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員会は、第43条第3項の書面に記載した目的である事項以外は議決することができない。

(評議員会の開催)

第42条 定時評議員会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時評議員会は次に掲げるときに開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 評議員から、理事長に対し会議の目的である事項及びし招集の理由を示して請求があったとき。
 - (3) 前号の規定により請求をした評議員が、裁判所の許可を得て、評議員会を招集するとき。

(評議員会の招集)

第43条 評議員会は、前条第2項第3号の規定により評議員が招集する場合を除き、理事会の承認によって、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時評議員会を招集しなければならない。
- 3 評議員が招集する場合を除き、理事長が評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、評議員会の日の1週間前までに、書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- 4 理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員全員の同意を得て、電磁的方法によって通知することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(評議員会の議長)

第44条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(評議員会の定足数)

第45条 評議員会は、評議員の過半数の出席が無ければ開会することができない。

(評議員会の決議)

第46条 評議員会の議事は、この定款に別に定めるものの他、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(評議員会の決議の省略)

第47条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第48条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものと見なす。

(評議員会の議事録)

第49条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会において、評議員総数の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。ただし、第3条に規定する目的並びに第35条第2項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第53条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条に規定する目的並びに第35条第2項に規定する評議員の選任及び解任の方法については、評議員会において、評議員総数の4分の3以上の決議を得なければ変更することができない。

3 前2項の変更を行った場合には、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併)

第51条 この法人は、評議員会において、評議員総数の3分の2以上の決議を得ることにより、他の法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為を行う場合には、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、法人法第202条第1項第2項を除く、第2項及び第3項に規定する事由による他、第3条に規定する目的を達成したときは、評議員会において、評議員総数の4分の3以上の決議を得ることにより、解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第53条 この法人が公益認定の取り消しを受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する財産を公益認定の取り消しを受けた日又は合併により消滅する日から1ヶ月以内に、評議員会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は同法第5条第17項イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

2 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、前項に規定する公益法人等に寄付する。

第7章 事務局

(事務局)

第54条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を経て理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の承認を経て、理事長が別に定める。

(書類等の備置き及び閲覧等)

第55条 この法人の事務所には、常に次に掲げる書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員名簿及び役員名簿
- (3) 事業計画書及び収支予算書
- (4) 財産目録
- (5) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類等
- (6) 監査報告書
- (7) 評議員会議事録及び理事会議事録
- (8) 認定法第5条第13号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項各号の書類等の備置き及び閲覧等の期間については法令の定めによる。

第8章 補則

(委任)

第56条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の承認を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律及び公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記日から施行する。
- 2 一般社団法人および一般財団法人に関する法律及び公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人設立の登記を行ったときは、第10条の規定にかかわらず、解散登記日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、松浦和義とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、別紙役員名簿に掲げる者とする。

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第7条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	10,000,000円 百十四銀行坂出支店 定期預金 口座番号 0033486

平成24年4月 1日	施行
平成25年7月 1日	一部改正
平成26年1月23日	一部改正
平成30年2月 6日	一部改正
令和 4年6月18日	一部改正

役員名簿

理事（任期：令和８年６月～令和１０年６月迄）

（ふりがな） 氏名	生年月日	現在の役職
まつうら かずのり 松浦 和義	昭和 37 年 8 月 9 日	公益財団法人香川成人医学研究所 代表理事（理事長）
やまにし ひろやす 山西 弘 泰	昭和 31 月 10 月 31 日	公益財団法人香川成人医学研究所 専務理事
しわ まさあき 志和 正明	昭和 39 年 1 月 18 日	公益財団法人香川成人医学研究所 専務理事
すわ てるお 諏訪 輝生	昭和 22 月 10 月 10 日	公益財団法人香川成人医学研究所 理事
きしもと あきら 岸本 明	昭和 31 年 12 月 14 日	公益財団法人香川成人医学研究所 理事
ながお しゅうじ 長尾 修 自	昭和 33 月 1 月 3 日	社会医療法人財団大樹会総合病院回生病院副院長 公益財団法人香川成人医学研究所 理事（非常勤）

監事（任期：令和８年６月～令和１０年６月迄）

（ふりがな） 氏名	生年月日	現在の役職
なかむら ひであき 中村 秀明	昭和 23 月 1 月 6 日	中村公認会計士税理士事務所 公認会計士・税理士
ともとき よしのり 友 時 好 敬	昭和 31 年 12 月 22 日	元株式会社タダノビジネスサポート代表取締役社長

公益財団法人香川成人医学研究所

評議員（任期：令和 6 年 6 月～令和 10 年 6 月）

（ふりがな） 氏名	生年月日	現在の役職
かわい まさつぐ 河合 正嗣	昭和 23 年 5 月 10 日	社会福祉法人松寿会理事
ふじた かずこ 藤田 和子	昭和 42 年 3 月 9 日	皮膚科医師
まつうら ひろこ 松浦 裕子	昭和 40 年 3 月 3 日	社会福祉法人松寿会 理事長
さの ただし 佐野 正	昭和 26 年 2 月 3 日	株式会社四電工取締役（社外）
よしだ ほづか 吉田 穂束	昭和 21 年 8 月 3 日	一般財団法人西大精神衛生研究所 理事長
がもう たかのり 蒲生 孝則	昭和 20 年 11 月 4 日	社会福祉法人松寿会 監事

公益財団法人香川成人医学研究所

公益財団法人香川成人医学研究所

令和 7 年度第 47 期事業報告

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)

1 当法人の現況に関する事項

1 事業の経過およびその成果

令和 7 年度は、当法人が設立されてから 47 年、公益財団法人に登録して 14 年目の年であった。その間、当研究所では、設立理念である第 1 次予防から第 3 次予防までを一貫して実施できる健康診断、保健指導と運動指導及び診療業務を三位一体とした健康増進体制の確立と地域の人たちの健康増進への貢献を目指し、全職員一丸となって取り組んできた。

特に令和 7 年度は、急速に進展する情報技術や検査技術等に対応するため、当研究所の事業の大宗を占める健診部門の近代化、効率化をめざして、組織を挙げて新しい健診システムを導入し、年度開始から稼働を開始した。

また、診療部門では処方箋情報の電子化やリモート（遠隔）診療への取り組み、健康増進事業では特定保健指導対象者への指導や運動指導による地域の人たちへの生活習慣病改善にも取り組んできた。

以上の取り組みにより、令和 7 年度の全体の経営状況については、収入は健診部門で若干増加したもののその他の部門は減少したなかで、新健診システム導入費用や諸物価の高騰等により費用は大きく膨らみ、非常に厳しいものとなった。

各部門ごとの事業状況は以下のとおりである。

(1) 公 1 地域の人たちの健康増進に寄与するための成人疾患の予防に関する総合的健診事業

① 地域の人たちの健康増進に寄与するための健診事業

年度初より新しい健診システムの稼働を開始し、健診種別ごとの受診枠の設定、WEB問診の開始、受付から各検査、問診、健診結果表に至る行程のシステム管理の実施など、健診時間の短縮による受診者の負担軽減とサービスの向上等に取り組んだ。

ア 施設健診

施設健診について、人間ドックコースは、1泊ドックの増加に加え、1日ドックは新たに11月から2月までの毎月曜日の午後にも実施したことにより、受診者数が前年度に比べ102.4%と増加した。また、生活習慣病等のコースや法定健診は、101.2%、法定健診は近隣健診機関の事業再開等の影響等もあり、受診者数は前年度比94.9%と減少した。

日曜健診は、かがわマンモグラフィーサンデーへの参加も含め7日実施したが、受診者数は生活習慣病等のコースは若干減少し、法定健診は前年度に比べて若干増加した。

以上により、施設健診収入は対前年比104.9%と増収となった。

イ 移動健診

移動健診は大口団体の契約解除もあったが、稼働半日単位の収支改善を目指し、稼働日数の調整や収支の合わない団体契約の見直し（施設健診への転換）や入札の取りやめなどにより、受診者数は前年度比85.2%と大きく減少し、移動健診収入も94.8%と減少した。

ウ 健診全般の営業活動の推進

諸物価、諸経費増加に対処するため健診料金の単価の改定を実施し、これらの説明も含めて、関係団体への営業活動を行うとともに、令和7年度もオプション検査のお客様向け情報（チラシなど）の見直しを行った。

エ 健診の精度管理の向上

健診業務の精度管理向上を目指して、医療技術者や事務職員を各種の学会や研修会に参加させ、最新の技術や知識の習得に努めた。

また、受診者に対するお客様満足度のアンケート調査について、令和7年度は手法を変更し、1年間を対象にスマホのCARADAアプリ登録者に対して実施したが、回答率も低く「満足」「やや満足」が79.8%であった。

② 学術研究を通じた地域の人たちのための健康増進事業

ア 業績集のとりまとめ

健康診断受診者の実態やがん検診の成績、腹部超音波健診の成績、特定保健指導の実施状況などについてまとめた令和6年度年次報告書を作成し、地域の行政機関や関係団体に配布した。

イ 予防医学助成金

当年度は事業運営の状況に鑑み、予防医学助成金の交付を中止した。

（2）公2 地域の人たちの健康増進に寄与するための成人疾患に関する啓発事業（健康増進事業）

① 特定保健指導事業

特定健診の結果に基づく特定保健指導の積極的支援ならびに動機付け支援に力を入れ、支援体制の強化や対象者への積極的な保健指導を行った。また引き続き、人間ドック受診者への生活相談や保健指導、運動指導コース参加者への栄養指導などのほか、坂出市内企業の保健指導業務の受託も行った。令和7年度は指導職員が2/3に減少しながらも、新健診システム導入による指導業務作業の省力化の効果もあり、指導実施数は前年度に比べて94.1%と検討した。

② 健康増進事業

ア 健康維持・増進コース

保健師、管理栄養士ならびに健康運動指導士が一体となって、診察や健診で生活習慣病やその予備軍と判定された方々、認知症の予防や改善を希望する方々の健康維持増進を支援する「生活習慣病コース（A）」、「生活習慣病コース（B）」ならびに「脳内活性化コース」の3コースのほかパーソナルトレーニングを実施しているが、長期的に参加者の減少傾向が続いている。そこで事業の収支改善を図るため、次年度に向けて参加・指導料金の改定や業務の効率化等に取り組んでいる。ただ、近隣地域に低価格、24時間使い放題の運動施設が増加したこともあり、参加者数は毎年減少傾向にあり、前年比94.9%となった。

イ 健康講座・健康講演会

地域の人たちの健康改善や増進の動機付けを図るため健康講座等を開催しており、令和7年度参加者を集めて行う健康講座は、当研究所の施設内で3回実施した。また、「健康だより」はCARADAアプリに6回掲出し、登録者（約8000人）に周知した。

また、研究所施設を開放して開催する「健康のつどい」については業務の都合上中止とした。

（3）収1 診療事業

診療事業は内科、循環器内科、消化器内科、放射線科で、創立以来かかりつけ医として地域住民の病気の治療や治癒に努めるとともに、収益事業として公益事業の健診事業や健康増進事業を財政

面で支えてきた。ただ近年、地域の人口減少や高齢化の進展の影響もあり、令和7年度の患者数は前年度に比べて98.1%、診療収入も97%と減少した。

またストレスチェック受託収入も前年比92.2%と減少した。

(4) 収2 受託検査

受託検査は、前年度と同様に坂出市、宇多津町、丸亀市、綾川町および坂出市の香川大学付属の各小・中学校の血液検査を受託したが、小中学生数の減少により受託件数は前年比96.6%と減少した。

(5) 各事業共通の課題に対する取り組み

各事業のサービス向上や安全・衛生管理の面からも、組織が円滑にかつ効率的に機能することが重要であるとの認識の下、以下のとおり各種の施策を実施した。

① 組織運営体制の強化と情報の「報告・連絡・相談」の徹底

当研究所を組織として円滑に動かすためには、組織としての経営の方針や決定事項等をはじめ、日々発生する事柄や情報の速やかな伝達や連絡、すなわち「報告・連絡・相談」の徹底が必要であるとの認識の下に、当年度も、部課長連絡会議をはじめ各種委員会や打ち合わせ会議などを定期的に行うとともに議事内容を必ず記録させ、関係職員に回覧し、周知徹底することで組織運営体制の強化に努めた。

② 業務の改善、効率化の推進

業務の改善や効率化は当研究所の最重要課題であり、令和7年度は新健診システムの稼働開始、WEB問診の導入等に取り組み、健診受付から結果表送付までの事務的な作業の効率化や省力化に効果を上げた。さらに次年度以降の効率化の進展に向けて、当システムの活用の更なる円滑化を目指し、問題の改善に取り組んでいる。

また、令和元年5月から開始した施設健診の受診者を対象としたスマホのCARADAアプリの登録数は、令和7年度末で約8000人（約40%）に達し、健康情報の送信に効果を上げているが、さらに健康診断結果表のペーパーレス化、並びに送付作業の省力化の実現に向けて取組中である。

その他の部門においても前年度に引き続き事務処理や経理処理などの効率化、省力化に取り組んだ。

③ 収支管理の徹底

令和7年度は健診収入で少し収益が伸びたが、それ以上に新健診システムの導入に伴う経費が膨大で非常に厳しい経営状況であった。そのため、毎月の部門別の経営収支状況を意識しながら、日々の経費支出について細かく吟味し、コスト管理を徹底するよう努めた。

④ 情報提供の迅速かつ有効化

お客様への情報提供について、書類での通知だけでなく、逐次HP更新し、最新情報を掲出したり、CARADAアプリ加入者への情報を掲載するなど情報提供の迅速化、有効化に取り組んだ。

なお、事業ごとの予算額、決算額等の状況は以下のとおりであった。

事業別	予算額（円）	決算額（円）	達成率%
公1健康診断事業	625,482,000	607,285,992	97.1
公2健康増進事業	34,500,000	36,028,202	104.4
収1診療事業	72,330,000	70,601,173	97.6
収2受託検査事業	7,000,000	9,960,246	142.3

2 資金調達等

当年度は、中国銀行から長期借入により30,000千円の資金調達を行った。

3 設備投資

当年度は、新健診システム導入のため73,105千円の設備投資を行った。

4 直前3事業年度の財産及び損益の状況（単位：円）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	670,499,778	690,425,387	720,078,647	723,875,613
当期経常増減額	5,081,171	17,613,046	-7,889,920	-33,119,879
当期一般正味財産増減額	488,550	13,727,077	-8,286,453	-33,676,285
正味財産期末残高	73,487,099	87,214,176	78,927,723	45,251,438

5 余剰金に関する事項

当年度の余剰金は、2,339,976円となるが、以降4年間の中で使用し、解消する予定である。

6 主な事業内容

事 業	主要な事業内容
健康診断事業	定期健康診断、人間ドック、移動健診、研究、研究助成等
健康増進事業	特定保健指導、健康維持・増進コース指導、健康講座、講師派遣等
診療事業	一般診療、ストレスチェック等

7 事務所の状況

法人本部 〒762-0035 香川県坂出市横津町3丁目2-31

8 主要な借入先及び借入額(令和7年3月31日現在)

借入先	借入残額（円）	借入年月日	償還期間等
百十四銀行（長期）	165,000,000	平成29年3月31日	20年（0.7%）
百十四銀行（長期）	50,000,000	令和7年2月27日	7年（0.6%）
中国銀行（長期）	27,750,000	令和7年6月30日	10年（1.20%）
中国銀行（長期）	18,416,000	令和5年7月25日	7年（1.02%）
中国銀行（長期）	68,564,000	令和7年3月31日	7年（0.45%）
観音寺信金（長期）	50,000,000	平成29年3月31日	6年（0.75%）
維持会基金（長期）	36,106,804	令和24年6月1日	23年（1.0%）
合計	415,836,804		

9 許可、認可、承認に関する事項

なし

10 株式を保有している場合の概要

百十四銀行株 400株

2 役員等に関する事項

1 理事

役職名	氏名	任期	常勤・非常勤	報酬等
代表理事	松浦 和義	令和6年6月から2年	常勤	1,200,000円
専務理事	諏訪 輝生	令和6年6月から2年	常勤	600,000円
理 事	大林 成行	令和6年6月から2年	常勤	600,000円
理 事	志和 正明	令和6年6月から2年	常勤	600,000円
理 事	山西 弘泰	令和6年6月から2年	常勤	600,000円
理 事	長尾 修自	令和6年6月から2年	非常勤（外部理事）	0円

2 監事

役職名	氏名	任期	常勤・非常勤	報酬等
監 事	尾藤 正樹	令和6年6月から2年	非常勤（外部監事）	0円
監 事	中村 秀明	令和6年6月から2年	非常勤（外部監事）	0円

3 評議員

役職名	氏名	任期	現職	報酬等
評議員	河合 正嗣	令和6年6月から4年	元社会福祉法人松寿会松ヶ浦 荘施設長	0円
評議員	藤田 和子	令和6年6月から4年	まるがめ医療センター医師	0円
評議員	松浦 裕子	令和6年6月から4年	社会福祉法人松寿会理事長	0円
評議員	佐野 正	令和6年6月から4年	株式会社四電工取締役（社外）	0円
評議員	吉田 穂東	令和6年6月から4年	一般財団法人大西精神衛生研 究所理事長	0円
評議員	蒲生 孝則	令和6年6月から4年	社会福祉法人松寿会監事	0円

4 退任した役員等

なし

5 役員等の報酬等

区分	人数	報酬等の総額	備考
理 事	6名	3,600,000円	（1名非常勤・外部理事）
監 事	2名	0円	（2名非常勤・外部監事）
評議員	6名	0円	
合 計	14名	3,600,000円	

注）1. 理事の報酬の額には、使用人兼理事の使用人分給与は含まれていない。

2. 理事の報酬限度額は、平成25年5月17日開催の第1回定時評議員会において、代表理事600

万円以内、副理事長５００万円以内、専務理事４８０万円以内、理事２４０万円以内と決議されている。

- ３．監事の報酬限度額は、平成２５年５月１７日開催の第１回定時評議員会において、年額３０万円以内と決議されている。

６ 職員に関する事項

（１）重要な使用人

職 名	氏 名	就任年月日	担 当
総務部長	岸本 明	令和 ６年 ３月 １日	法人・総務事務
健診技術統括	西江 誠	令和 ２年 ４月 １日	健診技術
業務部長	平田 浩登	平成２９年 ３月 １日	健診事業事務

（２）従業員数（令和７年４月１日現在）

常勤医師：３名、非常勤医師：１５名 看護師・准看護師：１３ 臨床検査技師：８名
 診療放射線技師：７名 保健師：３名 管理栄養士：３名
 健康運動指導士など：４名、運動トレーナー：２名 事務職：１４名 計７２名

７ 役員会等に関する事項

（１）理事会

開催年月日	議事事項	会議の結果
令和７年５月２４日	令和６年度事業報告・計算書類承認、令和７年度定時評議員会招集の承認、公益充実資金等取扱規程制定承認	可決
令和７年１０月２５日	令和７年度予防医学助成金の募集中止承認	可決
令和８年３月２８日	令和８年度事業計画（案）、収支予算（案）承認	可決

（２）評議員会

開催年月日	議事事項	会議の結果
令和７年６月２１日	令和６年度事業報告、計算書類の承認、	可決

(様式 1 - 1)

貸 借 対 照 表
令和 8 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 . 流動資産			
現金及び預金	47,206,977	134,413,579	△ 87,206,602
未収金	58,278,535	62,504,453	△ 4,225,918
前払費用	780,180	1,219,686	△ 439,506
預け金	0	22,780	△ 22,780
貯蔵品	4,137,493	4,094,502	42,991
流動資産合計	110,403,185	202,255,000	△ 91,851,815
2 . 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(2) 特定資産			
退職積立金	3,430,428	3,016,460	413,968
医療機械	1	1	0
受贈土地	120,000,000	120,000,000	0
特定資産合計	123,430,429	123,016,461	413,968
(3) その他固定資産			
建物	227,722,846	237,704,780	△ 9,981,934
建物付属設備	6,672,800	7,674,169	△ 1,001,369
構築物	1,009,961	1,202,113	△ 192,152
医療器械	15,432,089	11,807,112	3,624,977
車輛運搬具	4	89,250	△ 89,246
器具備品	28,121,906	11,861,501	16,260,405
ソフトウェア	60,491,370	930,168	59,561,202
電話加入権	562,382	562,382	0
建設仮勘定	0	19,690,000	△ 19,690,000
敷金・保証金	960,000	960,000	0
投資有価証券	3,342,400	1,390,000	1,952,400
長期前払費用	1,632,527	1,079,712	552,815
保険積立金	3,206,070	2,572,705	633,365
長期前払保険料	49,238,366	46,724,750	2,513,616
出資金	25,000	25,000	0
その他固定資産合計	398,417,721	344,273,642	54,144,079
固定資産合計	531,848,150	477,290,103	54,558,047
資産合計	642,251,335	679,545,103	△ 37,293,768
II 負債の部			
1 . 流動負債			
未払金	35,652,705	35,485,725	166,980
前受金	580,545	580,545	0
預り金	2,666,780	2,940,577	△ 273,797
未払法人税等	556,400	423,800	132,600
未払消費税等	1,198,700	9,333,000	△ 8,134,300
仮受金	0	24,180	△ 24,180
短期借入金	100,000,000	100,000,000	0
リース債務	8,573,340	0	8,573,340
1年以内返済予定長期借入金	49,386,194	47,552,194	1,834,000
流動負債合計	198,614,664	196,340,021	2,274,643
2 . 固定負債			
退職給付引当金	3,430,428	3,016,460	413,968
長期借入金	366,450,610	388,086,804	△ 21,636,194
リース債務	28,504,195	13,174,095	15,330,100
固定負債合計	398,385,233	404,277,359	△ 5,892,126
負債合計	596,999,897	600,617,380	△ 3,617,483
III 正味財産の部			
1 . 指定正味財産			
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
補助金	1	1	0
受贈土地	120,000,000	120,000,000	0
指定正味財産合計	130,000,001	130,000,001	0
(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)	(10,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(120,000,001)	(120,000,001)	(0)
2 . 一般正味財産	△ 84,748,563	△ 51,072,278	△ 33,676,285
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	45,251,438	78,927,723	△ 33,676,285
負債及び正味財産合計	642,251,335	679,545,103	△ 37,293,768

正味財産増減計算書

令和 7 年 4 月 1日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	23,500	200	23,300
基本財産受取利息	23,500	200	23,300
特定資産運用益	5	4	1
特定資産受取利息	5	4	1
受取会費	0	0	0
事業収益	721,725,627	718,728,720	2,996,907
健診車健診収入	94,758,865	100,949,430	△ 6,190,565
施設健診収入	379,714,544	364,128,982	15,585,562
まんのう町人間ドック収入	5,628,977	5,405,538	223,439
善通寺市人間ドック収入	17,667,948	14,899,275	2,768,673
多度津町人間ドック収入	715,405	2,175,751	△ 1,460,346
全国健康保険協会収入	108,268,040	114,512,868	△ 6,244,828
保健指導収入	24,824,076	25,674,243	△ 850,167
健康増進収入	11,195,353	10,229,822	965,531
診療収入	19,611,663	20,019,492	△ 407,829
国保請求収入	35,652,626	36,046,986	△ 394,360
社保請求収入	12,374,584	12,852,502	△ 477,918
ストレスチェック収入	1,353,300	1,652,300	△ 299,000
受託検査収入	9,960,246	10,181,531	△ 221,285
受取補助金等	1,049,000	850,643	198,357
受取補助金等振替額	0	0	0
受取補助金等	1,049,000	850,643	198,357
受取負担金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
雑収益	1,077,481	499,080	578,401
受取利息	169,823	27,314	142,509
受取配当金	77,500	46,300	31,200
雑収入	830,158	425,466	404,692
経常収益計	723,875,613	720,078,647	3,796,966
(2) 経常費用			
事業費	746,825,759	716,139,561	30,686,198
役員報酬	2,940,000	3,480,000	△ 540,000
給料手当	354,332,511	333,023,105	21,309,406
法定福利費	41,825,050	41,927,465	△ 102,415
福利厚生費	467,573	1,278,805	△ 811,232
退職給付費用	3,336,000	3,587,457	△ 251,457
旅費交通費	7,838,752	8,006,358	△ 167,606
通信運搬費	11,806,379	11,743,292	63,087
消耗品費	8,313,449	5,957,908	2,355,541
修繕費	4,750,792	10,866,193	△ 6,115,401
図書印刷費	1,950,408	1,787,415	162,993

役務費	28,046,608	23,453,900	4,592,708
水道光熱費	8,521,614	8,482,992	38,622
賃借料	5,566,756	5,528,572	38,184
保険料	4,346,751	4,305,549	41,202
公租公課	948,563	847,300	101,263
広告宣伝費	800,284	794,875	5,409
会費	1,543,053	1,402,264	140,789
交際接待費	333,790	383,505	△ 49,715
委託検査料	22,963,751	20,949,005	2,014,746
リース料	24,453,271	26,914,728	△ 2,461,457
給食費	12,213,866	12,168,052	45,814
材料費	104,850,335	113,808,744	△ 8,958,409
支払利息	3,781,646	1,771,984	2,009,662
減価償却費	38,019,316	18,991,847	19,027,469
支払手数料	13,384,262	17,485,085	△ 4,100,823
健診宿泊料	4,308,621	3,433,093	875,528
寄付金	1,550,000	1,550,000	0
講師料	2,838,186	2,708,642	129,544
医療機器保守費	14,456,972	14,267,002	189,970
衛生管理費	12,393,769	11,738,400	655,369
教育研修費	125,147	80,003	45,144
雑費	3,818,284	3,416,021	402,263
管理費	12,122,133	12,028,206	93,927
役員報酬	660,000	720,000	△ 60,000
給料手当	7,032,549	6,589,735	442,814
法定福利費	900,549	910,775	△ 10,226
福利厚生費	338,328	617,472	△ 279,144
退職給付費用	0	305,000	△ 305,000
旅費交通費	98,814	103,375	△ 4,561
通信運搬費	116,327	117,390	△ 1,063
消耗品費	43,320	43,420	△ 100
修繕費	0	24,933	△ 24,933
図書印刷費	3,600	7,200	△ 3,600
役務費	123,130	117,010	6,120
水道光熱費	267,165	258,788	8,377
賃借料	76,368	76,368	0
保険料	5,748	5,660	88
公租公課	242,169	322,795	△ 80,626
広告宣伝費	2,700	4,091	△ 1,391
会費	310,000	293,755	16,245
交際接待費	37,151	102,490	△ 65,339
リース料	572	1,716	△ 1,144
給食費	0	0	0
支払利息	1,023,763	708,247	315,516
減価償却費	229,690	234,148	△ 4,458
支払寄付金	10,000	10,000	0
雑費	600,190	453,838	146,352
経常費用計	758,947,892	728,167,767	30,780,125
評価損益等調整前当期経常増減	△ 35,072,279	△ 8,089,120	△ 26,983,159
基本財産評価損益等	0	0	0

	特定資産評価損益等	0	0	0
	投資有価証券評価損益等	1,952,400	199,200	1,753,200
	投資有価証券評価損益等	1,952,400	199,200	1,753,200
	評価損益等計	1,952,400	199,200	1,753,200
	当期経常増減額	△ 33,119,879	△ 7,889,920	△ 25,229,959
2 .	経常外増減の部			
(1)	経常外収益			
	固定資産売却益	0	27,272	△ 27,272
	車両運搬具売却益	0	27,272	△ 27,272
	経常外収益計	0	27,272	△ 27,272
(2)	経常外費用			
	固定資産除却損	6	5	1
	経常外費用計	6	5	1
	当期経常外増減額	△ 6	27,267	△ 27,273
	税引前当期一般正味財産増減額	△ 33,119,885	△ 7,862,653	△ 25,257,232
	法人税、住民税及び事業税	556,400	423,800	132,600
	当期一般正味財産増減額	△ 33,676,285	△ 8,286,453	△ 25,389,832
	一般正味財産期首残高	△ 51,072,278	△ 42,785,825	△ 8,286,453
	一般正味財産期末残高	△ 84,748,563	△ 51,072,278	△ 33,676,285
II	指定正味財産増減の部			
	受取補助金等	0	0	0
	一般正味財産への振替額	0	0	0
	一般正味財産への振替額	0	0	0
	当期指定正味財産増減額	0	0	0
	指定正味財産期首残高	130,000,001	130,000,001	0
	指定正味財産期末残高	130,000,001	130,000,001	0
III	正味財産期末残高	45,251,438	78,927,723	△ 33,676,285

財 産 目 録

令和 8 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額	
(流動資産)	現金及び預金				
	現金	手許保管	運転資金として	784,486	
	預金	普通預金 百十四銀行坂出支店	運転資金として	41,909,370	
	預金	普通預金 中国銀行坂出支店	運転資金として	2,571,934	
	預金	普通預金 高松信用金庫坂出東支店	運転資金として	872,873	
	預金	普通預金 伊予銀行坂出支店	運転資金として	642,355	
	預金	普通預金 香川銀行坂出支店	運転資金として	68,747	
	預金	普通預金 観音寺信用金庫坂出支店	運転資金として	357,212	
	未収金	健診未収金等	公益事業及び収益事業に係る未収入金	58,278,535	
	前払費用	東亜ビジネスアソシエ（株）他	賃料等、信用保証料の前払他	780,180	
貯蔵品	医薬品等	公益事業及び収益事業に係る貯蔵品	4,137,493		
流動資産合計				110,403,185	
(固定資産)	基本財産	定期預金	百十四銀行坂出支店	運用益を公益事業に充てるために保有している	10,000,000
	特定資産	退職積立金		職員の退職金の支払いに備えたもの	3,430,428
		医療機械	マンモCAD	公益事業に係る医療機械	1
		受贈土地	坂出市横津町3丁目1178番地1 3640.11㎡	公益事業及び収益事業の用に供している	120,000,000
	その他 固定資産	建物	坂出市横津町3丁目	公益事業及び収益事業の用に供している	227,722,846
		建物附属設備	火災報知器設備等	公益事業及び収益事業の用に供している	6,672,800
		構築物	車両土間嵩上げ工事等	公益事業及び収益事業の用に供している	1,009,961
		医療器械	健診機器等	公益事業及び収益事業の用に供している	15,432,089
		車輛運搬具	マイクロバス等	公益事業の用に供している	4
		器具備品	コンピューターシステム等	公益事業及び収益事業の用に供している	28,121,906
		ソフトウェア	電子カルテ等	公益事業の用に供している	60,491,370
		電話加入権	坂出市横津町3丁目	公益事業及び収益事業の用に供している	562,382
		敷金・保証金	大東建託（株）	公益事業及び収益事業の用に供している	960,000
		投資有価証券	百十四銀行株式 400株	運用益を公益事業に充てるために保有している	3,342,400
		長期前払費用	百十四銀行他	借入金の信用保証料他	1,632,527
		保険積立金	大同生命	役員及び職員の退職金の支払いに備えたもの	3,206,070
		長期前払保険料	日本生命他	役員及び職員の退職金の支払いに備えたもの	49,238,366
		出資金	観音寺信用金庫	出資金	5,000
			香川医師協同組合	出資金	10,000
			巡回健診事業協同組合	出資金	10,000
固定資産合計				531,848,150	
資産合計				642,251,335	
(流動負債)	未払金	化研テクノ（株）他	公益事業及び収益事業に係る未払	35,652,705	
	前受金	瀬戸運輸（株）他	収益事業に係る前受金	580,545	
	預り金	源泉所得税等	源泉所得税、住民税	2,666,780	
	未払法人税等		法人税等の支払いに充てるため	556,400	
	未払消費税等		消費税等の支払いに充てるため	1,198,700	
	短期借入金	百十四銀行坂出支店	運転資金	50,000,000	
		中国銀行坂出支店	運転資金	50,000,000	
	1年以内返済予定				
	長期借入金	百十四銀行坂出支店	公益事業及び収益事業の設備資金	29,320,000	
		中国銀行坂出支店	運転資金	18,030,000	
	維持会基金	公益事業及び収益事業の設備資金	2,036,194		
リース債務	健診機器等	公益事業の用に供している	8,573,340		
流動負債合計				198,614,664	
(固定負債)	退職給付引当金		職員の退職金の支払いに備えたもの	3,430,428	
	長期借入金	百十四銀行坂出支店	公益事業及び収益事業の設備資金	185,680,000	
		中国銀行坂出支店	長期運転資金	96,700,000	
		観音寺信用金庫	長期運転資金	50,000,000	
		維持会基金	公益事業及び収益事業の設備資金	34,070,610	
	リース債務	健診機器等	公益事業の用に供している	28,504,195	
固定負債合計				398,385,233	
負債合計				596,999,897	
正味財産				45,251,438	

公益目的保有財産の明細

財産種別	公益認定前取得 不可欠特定財産	公益認定後取得 不可欠特定財産	その他の 公益目的保有財産	使用事業
定期預金			百十四銀行坂出支店 6,000,000円	健診、健康増進
建物			195,539,067円	健診、健康増進
建物付属設備			5,782,564円	健診、健康増進
構築物			876,505円	健診、健康増進
医療器械			15,166,594円	健診事業
車輛運搬具			4円	健診事業
器具備品			27,807,330円	健診、健康増進
ソフトウェア			60,107,536円	健診、健康増進
電話加入権			492,084円	健診、健康増進
敷金・保証金			123,000円	健診、健康増進
土地			105,600,000円	健診、健康増進
合計			417,494,684円	

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券は期末日の市場価格に基づく時価法によっている。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品は最終仕入原価法により計上している。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法による減価償却を実施している。
ただし、法人税法の改正に伴い、平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用している。
リース資産は、リース期間定額法を採用している。
ソフトウェアは定額法による減価償却を実施している。
- (4) 引当金の計上基準
退職給付引当金・・・ 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末において発生している自己都合退職給付見込み額に基づいて計上している。
- (5) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、売買取引に係る方法に準じた会計処理を原則とするが、一契約におけるリース料総額が300万円未満のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (6) 消費税等の会計処理方法
消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
小 計	10,000,000	0	0	10,000,000
特定資産				
退職積立金	3,016,460	825,950	411,982	3,430,428
医療機械	1	0	0	1
受贈土地	120,000,000	0	0	120,000,000
小 計	123,016,461	825,950	411,982	123,430,429
合 計	133,016,461	825,950	411,982	133,430,429

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	10,000,000	(10,000,000)	(0)	(0)
小 計	10,000,000	(10,000,000)	(0)	(0)
特定資産				
退職積立金	3,430,428	(0)	(0)	(3,430,428)
医療機械	1	(1)	(0)	(0)
受贈土地	120,000,000	(120,000,000)	(0)	(0)
小 計	123,430,429	(120,000,001)	(0)	(3,430,428)
合 計	133,430,429	(130,000,001)	(0)	(3,430,428)

4. 担保に供している資産

受贈土地120,000,000円及び建物227,722,846円は、長期借入金165,000,000円の担保に供している。

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	318,349,103	90,626,257	227,722,846
建物付属設備	22,177,936	15,505,136	6,672,800
構築物	7,609,274	6,599,313	1,009,961
医療器械	61,892,410	46,460,321	15,432,089
車輛運搬具	5,767,804	5,767,800	4
器具備品	56,102,798	27,980,892	28,121,906
ソフトウェア	103,035,045	42,543,675	60,491,370
合 計	574,934,370	235,483,394	339,450,976

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
設備整備費国庫補助金	香川県	1	0	0	1	指定正味財産
電子処方箋管理サービス導入に必要な端末購入等補助金	社会保険診療報酬支払基金	0	269,000	269,000	0	
医療機関等物価高騰対策支援給付金	坂出市	0	90,000	90,000	0	
医療施設生産性向上・職場環境整備等支援給付金	香川県	0	160,000	160,000	0	
医療・福祉施設応援金	香川県	0	360,000	360,000	0	
医療機関等賃上げ・物価上昇支援給付金	香川県	0	170,000	170,000	0	
合 計		1	1,049,000	1,049,000	1	

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

当該事業年度は該当するものがない。

附 属 明 細 書

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載しておりますので、その内容の記載を省略しております。

2. 引当金の明細

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	3,016,460	825,950	411,982	0	3,430,428

公益財団法人 香川成人医学研究所
令和８年度（２０２６年度）（第４８期）事業計画

令和８年度は、当法人にとって創立以来４８年目、公益法人として登録して以来１５年目に当たります。

当研究所はこれまで、国の予防医学や健康政策に基づいて、地域の人々の健康を守ることを目標に、人間ドックや生活習慣病、特定健診などを行う健診部門、健診結果に基づき栄養指導や運動指導により健康の維持改善を目指す健康増進部門、並びに患者の早期治療、治癒を目指す医療部門の３つの部門を三位一体として有機的に連携、機能させ、地域の人々の健康維持増進に貢献できるよう努力してまいりました。

令和７年度は、当所の事業収入の大宗を占める健康診断事業において、将来を見据え、より効率的かつ、正確な健診の遂行と迅速な健診結果の早期開示を実現するため、令和７年４月より新しい健診システムを導入し、その安定的な運用と更なる効率的運用を実現するための改善に向けた取り組みを行ってきました。

また、診療事業部門においても、健診部門や運動指導部門との連携を強め、受診者数の増加と地域医療の維持、向上に資する取り組みを継続することに努めました。

さらに収支の改善が必須となっている運動指導部門について具体的な施策を検討し、事業の継続、存続自体の検討も含め、対応策を進めてきました。

令和８年度は、新健診システムの安定的な運用を図ることにより、作業の効率化を実現し、より精度の高い検査と迅速な健診結果の開示の実現に努めます。

加えて、診療事業部門、運動指導部門についても急速に進展する科学技術や医療技術に適切に対応しながら地域の人々の健康維持・増進と発病予防と治療に取り組んでいきます。

令和８年度もこれらの覚悟を持って、以下の基本理念、基本方針に基づく事業計画の達成に向けて、全役員・職員が一丸となって取り組むことといたします。

I 基 本 理 念

- 1 健診・医療・運動療法・栄養指導など、健康にかかわる総合的な活動を通して地域の健康増進に寄与します。
- 2 地域との連携を密にするため、地域が必要とする情報を最大限に発信するとともに、地域との交流を積極的に行います。
- 3 健康増進部門を新たな核として、健診と医療を有機的に機能させ、もって予防医学の新分野を研究開発します。

Ⅱ 基 本 方 針

- 1 人間ドック、特定健診および特定保健指導の実績を年々向上させます。
- 2 健診結果を有機的に活用して、効率的かつ合理的な診療をおこない、早期治療に努めます。また、他の医療機関との連携を図ります。
- 3 栄養講座・運動療法講座などを開催し、地域との交流を通じ、健康意識の向上を図ります。
- 4 職員の技能と知識の向上を図るとともに、多能化を着実に進めます。
- 5 健康増進部門では、具体的な運動指導や栄養指導、保健指導を通じて地域の方々の心と身体健康増進を目指します。そして、多面的な地域連携を図り、地域の人々の健康増進に努めます。

Ⅲ 令和 8 年度事業計画

1 公 1 地域の人たちの健康増進に寄与するための成人疾患の予防に関する総合的健診事業

1) 地域の人たちの健康増進に寄与するための健診事業

成人病疾患を予防するための総合的健診事業として、人間ドック、生活習慣病健診、特定健診等のサービスの充実に努めています。令和 8 年度は、新健診システムの安定的な運用を図ることにより、作業の効率化を実現し、より精度の高い検査と迅速な健診結果の開示の実現に努めます。

(1) 施設健診

- ① 令和 8 年度は、直前キャンセル等による受診者数の減少、また、内視鏡カメラの受診希望者増に対応するため、予約枠の見直しに加えて、キャンセル待ち制度の導入、午後ドックの増加等により受診者の要望への対応、収益性の向上を図るための施策を積極的に展開します。
- ② 令和 7 年度の導入した新健診システムの活用により安定的、かつ、効率的なオペレーションを実現するため、新たに A I 電話等の通信機器への更新及びWEB予約システムの導入に向けた構想を進め、予約業務の迅速化と効率化の早期の実現に向けて検討を進めます。

(2) 移動健診

移動健診は、契約団体における受診者数の減少等により、効率性、収益性ともに低下を招いているケースが増大しているため、健診拠点の集約化、短期間化、年間平準化を推進し、更に、新たな顧客の獲得を実現するため営業体制の強化と積極的な営業を推進することにより、今後の移動健診事業の健全化を目指します。

(3) 健診事業全般の経営分析及び営業活動の深度化

- ① 諸物価の高騰、人件費の増加等による健診業務コストの上昇を徹底的に検証し、適正な価格転嫁を実現するための価格改定案を策定し、健診事業の収支管理を徹底します。
- ② 地域における健診事業の競合は毎年厳しくなっており、各種保険組合や団体、企業等への積極的な営業活動を強化し、新規団体や新規顧客の開発・獲得を目指してまいります。
- ③ 受診者の健診結果データの蓄積と分析を継続し、個別に、より精度の高い健診結果を提

供するため追加オプションの恣憑等に資する受診者データ管理の構築を確立させます。

- ④ オプション検査等の理解度を深めるため、パンフレット、ホームページやCARADAアプリ等を活用して分かり易い解説に努めます。

(4) 検査の質的高度化及び健診オペレーションの精度向上

令和8年度も医療技術者に最新の技術や知識、資格を取得させるため、積極的に各種学会や研修会等への参加や発表等に参加させます。また部門内研修などにより、担当職員全員の技術や意識のレベル向上をはかり、各種検査の精度の向上を図ってまいります。

2) 学術研究を通じた地域の人たちのための健康増進事業

(1) 研究成果の発表

- ① 職員が各種学会等へ参加するとともに研究発表等に関わることや、自主的な研究開発活動にも積極的に取り組むことで、知識や技能ならびに意識の向上を図り、健診業務の精度や顧客満足度の向上に活かします。
- ② 令和6年度までの健診業務を通じて得たデータを集計・分析・評価し、業績集としてまとめて公表いたします。また、その他健康増進に関する研究成果や学術論文などについても同様に業績集にまとめ、地域の行政機関や関係団体に配布するなど積極的に公表してまいります。

(2) 研究助成事業

学術研究機関への研究助成は、医学研究者の資質向上を通じて地域住民の健康維持増進に貢献することを目的に行っておりますが、本年度も経営状況を見ながら計画いたします。

2 公2 地域の人たちの健康増進に寄与するための成人疾患に関する啓発事業

令和8年度も「自らの健康は自らが守る」という意識の啓発と普及を図るため、特定保健指導事業と健康増進事業を2本柱に、生活習慣病の予防など地域の人たちの健康増進に寄与してまいります。

1) 特定保健指導事業

健診結果に基づく特定保健指導は、動機付け支援、積極的支援など対象者のレベルに応じて、自分の健康について自覚をもって改善に継続的に取り組めるよう、様々な働きかけを行っております。令和6年度以降、指導対象者に対するアプローチ方法の改善等により実施率が大きく上昇しました。令和8年度も引き続き、受診者にとって「効率よく、継続でき、効果が上がる」保健指導の実現を目指して、取り組んでまいります。

また、特定保健指導業務について、引き続き階層化判定業務の効率化、リモート保健指導の体制整備やペーパーレス化の推進など業務の効率化を進めてまいります。

2) 健康増進事業

(1) 健康維持増進コース

生活習慣病と診断されたり、認知症予防を希望する方々への健康維持増進を目指して、健診とクリニック、運動指導、保健指導、食事指導、座学を一体となって取り組む「生活習慣病コース(A)」「生活習慣病コース(B)」「脳内活性化コース」の3コースを創設し、地域住民の健康増進に努めております。ただし、ここ数年、コース自体の認知度不足やコロナ禍等感染症蔓延の影響もあり利用者数は極めて低調でした。

令和8年度は、コース全体の料金の改定や各コースの適用の細分化等により収益性の向上を目指します。

(2) 健康講座、健康講演会等

健康講座等については、令和8年度も前年度に引き続き、ホームページやCARADAアプリを活用して、毎月1回テーマを決めて「健康だより」を送信するとともに、随時、地域の人たちを集めた健康講座や健康をテーマとした講演会、講習会も開催してまいります。

さらに坂出市やその他関係機関と連携した健康講演会など健康をテーマとした活動にも積極的に取り組むことといたします。

(3) 部門の収支改善

健康増進部門については、利用者数が低調なまま、諸物価の高騰、人件費の増加により収支の悪化が当研究所全体の足枷になってきており、部門の収支改善が喫緊の課題となっております。令和8年度には健康増進部門の参加料の改定、コスト削減策の実施等を行います。

3 収1 診療事業

本研究所の診療事業は、健診施設と併設し、地域に根差し、効率的且つ合理的な診療を行う「かかりつけ医」として、病気の早期発見、早期治療に努めています。コロナ禍以降も発熱外来でコロナ感染やインフルエンザの疑いでの感染症の検査、診療等の実施に取り組んで着ましたが、高齢化や人口減少等の影響により、患者総数の漸減傾向が続いております。

令和8年度は引き続き健診部門や健康増進部門との連携をさらに密にしながら、地域に根差す診療機関としての役割を積極的に果たしてまいります。さらに、情報化社会の進展の中で患者情報の共有化のための診療や処方箋情報の電子化への取り組みや「遠隔（リモート）診療」に対応する体制づくりの検討も進めながら、持続的な地域住民の病気の治療と健康維持増進に努力いたします。

4 収2 受託検査事業

令和8年度も前年度に引き続き、企業や団体からの委託を受けて各種の検査を実施します。特に中讃地区の坂出市、宇多津町、丸亀市、綾川町の小中学校の小児生活習慣病の受託検査については、引き続き受託を計画いたします。

5 全般共通課題

- 1) 施設をご利用いただいている受診者、参加者の方々へ提供している全般的なサービスの見直しを常時行い、お客様の満足度向上を図ります。
- 2) 急速に進歩するAI等のIT情報技術などを十分に活用し、業務執行全般にわたり効率化、省力化に努めます。
- 3) 各部門毎に業務目標を設定するとともに、部門長等等役職者の役割を明確にし、全組織、全職員が一丸となって目標達成に向けて邁進する力強い組織づくりを目指します。
- 4) 職員のコスト意識を高め、高騰を続ける経費を少しでも節約、削減し、事業収支の改善に努めてまいります。
- 5) 組織間、職員間の情報の共有化を目指して、全職員が「報告、連絡、相談」を密に行い、インシデントやアクシデントの撲滅をはじめ、職員間の信頼性の強化に努めます。

- 6) 所内外のレベルアップ研修への参加やOJT等、あらゆる機会をとらえて職員個々人の意識、知識、技能の向上を図り、研究所全体の業務執行能力の向上を図ります。
- 7) 職員が毎日健康的で安心して働ける風通しの良い明るい職場づくりに努めます。

IV 資金調達及び設備投資、計画

1 設備投資計画

令和8年度の設備投資計画は次のとおりです。

設置・整備計画の設備・機器	支出予定金額	資金調達方法等
検体検査システム	650万円	自己資金
X線CT装置更新	1,750万円	自己資金
マンモコンソール	200万円	自己資金
超音波診断装置（バス）	250万円	自己資金
X線一般装置更新	200万円	自己資金
	計 3,050万円	

公益財団法人香川成人医学研究所令和7年度正味財産増減計画書(内訳書)
令和8年4月1日～令和9年3月31日

(単位:円)											
科 目	公益目的事業会計		共通	公益事業合計	収益事業会計			共通	収益事業合計	法人会計	合計
	公益1 健診事業	公益2 健康増進事業			収益1 診療事業	収益2 受託検査事業	過去の事業				
I 一般正味財産の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
① 基本財産運用益	-	-		-	-	-			-	-	-
基本財産受取利息	-	-		-	-	-			-	-	-
② 事業収益	646,980,000	36,400,000		683,380,000	70,343,000	9,707,000			80,050,000		763,430,000
健診事業収益	646,980,000			646,980,000							646,980,000
巡回健診収入	114,900,000			114,900,000							114,900,000
施設健診収入	413,430,000			413,430,000							413,430,000
全国健康保険協会	118,650,000			118,650,000							118,650,000
受託研究事業収益	-			-							-
保健指導収益		36,400,000		36,400,000							36,400,000
保健指導収入		27,010,000		27,010,000							27,010,000
健康増進コース収入		9,390,000		9,390,000							9,390,000
講演会収入収益		-		-							-
講演会収入		-		-							-
診療事業収益					70,343,000				70,343,000		70,343,000
診療所収入					20,180,000				20,180,000		20,180,000
国保請求収入					36,506,000				36,506,000		36,506,000
社保請求収入					12,373,000				12,373,000		12,373,000
ストレスチェック収入					1,284,000				1,284,000		1,284,000
受託検査事業収益						9,707,000			9,707,000		9,707,000
受託検査収入						9,707,000			9,707,000		9,707,000
③ 受取補助金					-				-		-
④ 受取寄付金		-		-	-	-			-	-	-
⑤ 雑収益	-	-		-	560,000	-			560,000	-	560,000
受取利息	-	-		-	-	-			-		-
受取配当金	-	-		-	-	-			-	-	-
助成金収入	-	-		-	-	-			-	-	-
受取地代	-	-		-	-	-			-	-	-
雑収入	-	-		-	560,000	-			560,000	-	560,000
経常収益計	646,980,000	36,400,000		683,380,000	70,903,000	9,707,000			80,610,000	-	763,990,000
(2) 経常費用											
事業費											
給料及手当	253,873,000	30,984,000		284,857,000	35,210,000	1,200,000			36,410,000	6,480,000	327,747,000
法定福利費	32,335,000	5,782,000		38,117,000	3,043,000	120,000			3,163,000	720,000	42,000,000
賞与手当	20,990,000	5,070,000		26,060,000	2,130,000	-			2,130,000	700,000	28,890,000
福利厚生費	534,000	-		534,000	168,000	-			168,000	156,000	858,000
退職給付費用	2,544,000	468,000		3,012,000	201,000	-			201,000	-	3,213,000
役員報酬	2,400,000	300,000		2,700,000	780,000	-			780,000	660,000	4,140,000
旅費交通費	7,365,000	582,000		7,947,000	129,000	-			129,000	96,000	8,172,000
通信運送費	11,270,000	395,000		11,665,000	344,000	-			344,000	108,000	12,117,000
消耗品費	8,650,000	346,000		8,996,000	294,000	-			294,000	56,000	9,346,000
修繕費	4,848,000	90,000		4,938,000	-	-			-	-	4,938,000
図書印刷費	1,963,000	215,000		2,178,000	9,000	-			9,000	4,000	2,191,000
役務費	25,108,000	845,000		25,953,000	1,353,000	-			1,353,000	144,000	27,450,000
光熱水料費	7,200,000	664,000		7,864,000	987,000	48,000			1,035,000	300,000	9,199,000
賃借料	3,660,000	264,000		3,924,000	636,000	-			636,000	72,000	4,632,000
保険料	4,123,000	12,000		4,135,000	16,000	-			16,000	18,000	4,169,000
公租公課	907,000	-		907,000	68,000	-			68,000	33,000	1,008,000
広告宣伝費	596,000	190,000		786,000	133,000	-			133,000	4,000	923,000
会費	976,000	210,000		1,186,000	-	-			-	305,000	1,491,000
交際接待費	400,000	-		400,000	-	-			-	120,000	520,000
委託検査料	18,223,000	-		18,223,000	2,088,000	290,000			2,378,000	-	20,601,000
リース料	24,000,000	1,015,000		25,015,000	948,000	-			948,000	-	25,963,000
給食費	13,148,000	60,000		13,208,000	-	-			-	-	13,208,000
材料費	94,950,000	-		94,950,000	7,642,000	3,826,000			11,468,000	-	106,418,000
支払利息	-	-		-	-	-			-	5,704,000	5,704,000
会議費	-	-		-	-	-			-	-	-
減価償却費	34,884,000	2,796,000		37,680,000	1,776,000	-			1,776,000	240,000	39,696,000
支払手数料	13,356,000	-		13,356,000	-	-			-	-	13,356,000
健診宿泊料	5,302,000	-		5,302,000	-	-			-	-	5,302,000
寄附金	1,550,000	-		1,550,000	-	-			-	10,000	1,560,000
講師料	-	2,896,000		2,896,000	-	-			-	-	2,896,000
医療機器保守費	9,600,000	504,000		10,104,000	3,973,000	-			3,973,000	-	14,077,000
衛生管理費	12,285,000	504,000		12,789,000	672,000	-			672,000	216,000	13,677,000
教育研修費	169,000	31,000		200,000	-	-			-	30,000	230,000
研究助成支出	-	-		-	-	-			-	-	-
雑費	4,515,000	321,000		4,836,000	393,000	-			393,000	569,000	5,798,000
経常費用計	621,724,000	54,544,000		676,268,000	62,993,000	5,484,000			68,477,000	16,745,000	761,490,000
当期経常増減額	25,256,000	-18,144,000		7,112,000	7,910,000	4,223,000			12,133,000	-16,745,000	2,500,000
2. 経常外増減の部											
(1) 経常外収益											
① 基本財産売却益	-	-		-	-	-			-	-	-
② 固定資産売却益	-	-		-	-	-			-	-	-
③ 長期前払保険料戻収入	-	-		-	-	-			-	-	-
④ 前期損益修正益	-	-		-	-	-			-	-	-
⑤ 退職給与引当金取崩額	-	-		-	-	-			-	-	-
経常外収益計	-	-		-	-	-			-	-	-
(2) 経常外費用											
① 基本財産評価損	-	-		-	-	-			-	-	-
② 有価証券評価損	-	-		-	-	-			-	-	-
③ 前期損益修正損	-	-		-	-	-			-	-	-
④ 雑損失	-	-		-	-	-			-	-	-
経常外費用計	-	-		-	-	-			-	-	-
当期経常外増減額	-	-		-	-	-			-	-	-
他会計振替額	-	-	5,296,675	5,296,675	-	-		-5,296,675	-5,296,675	-	-
税引前当期一般正味財産増	25,256,000	-18,144,000	5,296,675	12,408,675	7,910,000	4,223,000		-5,296,675	6,836,325	-16,745,000	2,500,000
法人税、住民税及び事業税	-	-	-	-	-	-		-	1,589,000	-	1,589,000
当期一般正味財産増減額	25,256,000	-18,144,000	5,296,675	12,408,675	7,910,000	4,223,000	-	-5,296,675	5,247,325	-16,745,000	911,000
II 指定正味財産増減の部											
① 受取補助金等	-	-		-	-	-			-	-	-
② 受取負担金	-	-		-	-	-			-	-	-
③ 受取寄付金	-	-		-	-	-			-	-	-
④ 固定資産受贈益	-	-		-	-	-			-	-	-
⑤ 一般正味財産への振替額	-	-		-	-	-			-	-	-
当期指定正味財産増減額	-	-		-	-	-			-	-	-
指定正味財産期首残高											
指定正味財産期末残高											
III 正味財産期末残高											
正味財産期末残高	1,161,488	-139,395,398	183,528,111	45,294,201	401,868,422	39,221,243		-172,728,176	242,387,043	-343,283,146	-55,601,902

公益財団法人香川成人医学研究所

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49条）第5条第13号及び定款第21条第1項から第3項並びに第39条の規定に基づき、公益財団法人香川成人医学研究所の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 役員等の報酬の種類は、役員報酬、交通費、謝金および退職慰労金とする。

(報酬の決定基準)

第3条 常勤理事の報酬は評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、その職務、資格等を勘案して理事会で決定する。

2 常勤監事の報酬は評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、監事の協議によって決定する。

3 常勤評議員の報酬は定款において定められた総額の範囲内において、評議員会で決定するものとする。

(報酬の支給額)

第4条 前条により定めた各役員ごとの役員報酬等の支給については役員等報酬規程細則に、また退職慰労金の支給については役員等退職慰労金細則に定める。

(報酬の支払い方法)

第5条 役員等の報酬は、その金額を通貨で直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、役員等に支払うべき報酬金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等の報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第6条 役員等の報酬の支給日は、職員賃金規程に定める賃金支給日に準ずるものとする。ただし、非常勤の役員等については、事実発生日以降速やかに支給する。

(日割り計算)

第7条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員等が退職し又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規程により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

平成24年 4月 1日 施行
令和 4年 6月18日 一部改正

役員等報酬規程細則

役員報酬等規程（平成24年4月1日施行）の規定に基づき、役員等報酬の総額および支給額について以下のとおり定める。

1. 理事長 総額6,000,000円（税込）
ただし、職制による給与がある場合には、給与とは別に役員報酬として月額15万円（税込）を限度に支給することができる。
2. 副理事長 総額5,000,000円（税込）
ただし、職制による給与がある場合には、給与とは別に役員報酬として一人当たり月額10万円（税込）を限度に支給することができる。
3. 専務理事 総額4,800,000円（税込）
ただし、職制による給与がある場合には、給与とは別に役員報酬として一人当たり月額5万円（税込）を限度に支給することができる。
4. 理事 総額2,400,000円（税込）
ただし、職制による給与がある場合には、給与とは別に役員報酬として一人当たり月額5万円（税込）を限度に支給することができる。
5. 監事 総額300,000円（税込）
監事は役員報酬を支給しない。監事会、理事会、評議員会に出席した場合に、1日一人当たり3万円（税込）の交通費・謝金を支給する。
6. 評議員 総額500,000円
評議員会開催にあたり、1回一人当たり2万円（税込）の謝金を支給する。

平成24年 4月 1日 施行
平成29年 6月24日 一部改正
令和 4年 6月18日 一部改正

役員等退職慰労金細則

公益財団法人香川成人医学研究所の役員等報酬規程に鑑み、役員等の退職慰労金について、次の基準により支給する。なお、支給にあたっては、退任直前の理事会で決定し、評議員会の了承を得るものとする。

- 1 常勤の役員等が退任した場合は、就任年数に10万円を乗じた金額を支給する。
- 2 非常勤の役員等が退任した場合は、就任年数に10万円を乗じ、それにさらに0.2を乗じた金額を支給する。

平成29年 6月24日 施行